

第 5 章

資料編



1 計画策定の経過



開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成17年度 全6回	地域福祉市民会議	ワークショップによる市民意見
平成18年 6月27日	第1回策定委員会	計画の基本的な考え方
平成18年 7月18日	第2回策定委員会	市民意識調査の検討
平成18年 8月	地域福祉に関する市民意識調査	市内在住2500人を対象に郵送による調査を実施
平成18年 9月19日	第3回策定委員会	計画の枠組み, 意識調査速報
平成18年10月17日	第4回策定委員会	施策の展開検討
平成18年11月 1日	第1回推進本部幹事会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月 9日	第1回推進本部会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月21日	第5回策定委員会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月30日	第2回推進本部会	地域福祉計画中間まとめ
平成18年12月8日 ～平成19年1月6日	市民意見の募集	地域福祉計画中間まとめに対する市民意見を募集
平成18年12月19日	第6回策定委員会	(仮称) 芦屋市福祉センター構想及びその他施策の展開検討
平成18年12月25日	第1回社会福祉審議会	地域福祉計画中間まとめ報告
平成19年 1月16日	第7回策定委員会	地域福祉計画原案策定
平成19年 1月23日	第2回推進本部幹事会	地域福祉計画案の検討
平成19年 1月29日	第3回推進本部会	地域福祉計画案の検討
平成19年 2月13日	第2回社会福祉審議会	地域福祉計画案の諮問



2 規則・要綱等



芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 1 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため、芦屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、芦屋市地域福祉計画の原案策定に関する事、その他設置目的達成のために必要な事項に関する事について協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民（芦屋市地域福祉市民会議設置要綱（平成 17 年度芦屋市要綱）に基づき設置されていた芦屋市地域福祉市民会議の委員であった者）
- (3) 保健，医療関係者
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 地域関係者
- (7) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から芦屋市地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、地域福祉計画原案策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、ワーキングチームを組織することができる。

2 ワーキングチームの構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキングチームの構成員として指名することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。

(2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、助役をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部次長（総務担当）をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、保健福祉部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(本部員)
収入役
教育長
技監
総務部長
総務部参事 (行政経営担当部長)
総務部参事 (財務担当部長)
生活環境部長
保健福祉部長
建設部長
建設部参事 (都市計画担当部長)
芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第 2 (第 5 条関係)

(幹事会委員)
総務部次長 (総務担当)
総務部次長 (行政経営担当)
総務部市民参画課長
総務部財政課長
生活環境部次長 (総務担当)
保健福祉部次長 (高齢者対策担当)
保健福祉部生活援護課長
保健福祉部健康課長
保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部こども課長
保健福祉部主幹 (保育所担当課長)
保健福祉部主幹 (介護保険担当課長)
保健福祉部主幹 (福祉公社担当課長)
保健福祉部養護老人ホーム和風園長
建設部次長 (総務担当)
建設部道路課長
建設部公園緑地課長
建設部次長 (都市計画担当)
芦屋病院事務局次長
消防本部次長
教育委員会管理部次長
教育委員会学校教育部次長
教育委員会社会教育部次長



3 委員名簿



芦屋市地域福祉計画策定委員名簿

区 分	委 員 氏 名
学 識 経 験 者	◎ 牧 里 每 治
学 識 経 験 者	藤 井 博 志
学 識 経 験 者	○ 三 毛 美 予 子
学 識 経 験 者	土 田 美 世 子
市 民	遠 藤 哲 也
市 民	三 島 久 美 子
保 健, 医 療 関 係 者	若 林 益 郎
社 会 福 祉 事 業 者	吉 田 三 幸
社 会 福 祉 関 係 者	伊 藤 尚
社 会 福 祉 関 係 者	島 々 三
社 会 福 祉 関 係 者	首 藤 和 夫
社 会 福 祉 関 係 者	津 田 和 輝
社 会 福 祉 関 係 者	渡 辺 洋 子
地 域 関 係 者	今 村 千 顯
地 域 関 係 者	柴 沼 元
地 域 関 係 者	中 野 久 美 子
行 政 関 係 者	浅 原 友 美

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等
学 識 経 験 者	◎ 白 石 大 介	武庫川女子大学教授
学 識 経 験 者	○ 小笠原 慶 彰	京都光華女子大学教授
学 識 経 験 者	都 村 尚 子	関西医療技術専門学校専任講師
学 識 経 験 者	多 田 梢	芦屋市医師会副会長
市 議 会 の 議 員	長 野 良 三	芦屋市議会議長
市 議 会 の 議 員	木野下 章	芦屋市議会民生文教常任委員長
社会福祉団体等の代表	瀬々倉 利 一	芦屋市社会福祉協議会会長
社会福祉団体等の代表	中 村 厚 子	グループ「フォロー」代表
社会福祉団体等の代表	亀 山 昌 也	芦屋市老人クラブ連合会会長
市 の 職 員	岡 本 威	芦屋市助役

敬称略 ◎会長 ○副会長

芦屋市地域福祉計画推進本部員名簿

No.	所 属	氏 名
1	市長	山 中 健
2	助役	岡 本 威
3	収入役	花 岡 啓 一
4	教育長	藤 原 周 三
5	技監	池 村 和 己
6	総務部長	佐 藤 稔
7	総務部参事（行政経営担当部長）	鴛 海 一 吉
8	総務部参事（財務担当部長）	渡 辺 道 治
9	生活環境部長	高 嶋 修
10	保健福祉部長	浅 原 友 美
11	建設部長	定 雪 満
12	建設部参事（都市計画担当部長）	佐 田 高 一
13	芦屋病院事務局長	里 村 喜 好
14	消防長	藤 井 清
15	教育委員会管理部長	三 栖 敏 邦
16	教育委員会学校教育部長	車 谷 博 巳
17	教育委員会社会教育部長	松 本 博

芦屋市地域福祉計画推進本部幹事会委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	保健福祉部長	浅 原 友 美
2	保健福祉部次長	浅 田 太 枝 子
3	総務部次長（総務担当）	今 倉 明
4	総務部次長（行政経営担当）	青 山 学
5	総務部市民参画課長	大 橋 義 裕
6	総務部財政課長	粟 根 友 保
7	生活環境部次長（総務担当）	橋 本 裕 二 郎
8	保健福祉部次長（高齢者対策担当）	浜 野 孝
9	保健福祉部生活援護課長	棚 橋 裕 基
10	保健福祉部健康課長	山 田 昌 三
11	保健福祉部障害福祉課長	藤 井 幹 男
12	保健福祉部こども課長	中 村 尚 代
13	保健福祉部主幹（保育所担当課長）	松 尾 秀 作
14	保健福祉部主幹（介護保険担当課長）	津 村 直 行
15	保健福祉部主幹（福祉公社担当課長）	北 川 加 津 美
16	保健福祉部養護老人ホーム和風園長	辻 田 宗 弘
17	建設部次長（総務担当）	西 森 正 康
18	建設部道路課長	谷 崎 明 日 出
19	建設部公園緑地課長	林 茂 晴
20	建設部次長（都市計画担当）	徳 満 文 昭
21	芦屋病院事務局次長	高 山 栄 昭
22	消防本部次長	樋 口 文 夫
23	教育委員会管理部次長	橋 本 達 広
24	教育委員会学校教育部次長	春 名 片 史
25	教育委員会社会教育部次長	川 崎 正 年
26	事務局	岡 田 きよみ



4 意見募集



平成18年12月8日から平成19年1月6日までの間、「芦屋市地域福祉計画中間まとめ」に対し、市民の皆さんの意見を募集しました。



5 シンポジウム



地域福祉市民会議と地域福祉計画策定委員会の有志を中心にした「みんなでつくろう芦屋の地域福祉」実行委員会が、平成18年11月26日（日）芦屋市民センター401室において、シンポジウムを開催しました。

市内の様々な団体や関係機関から100人以上の方が参加し、地域福祉計画策定委員会委員長牧里每治氏による基調講演の後、4人のシンポジストにより自治会活動の実践報告、芦屋メンタルサポートセンターの設立の経緯、地域福祉市民会議報告、地域福祉計画策定の過程などが発表され、会場参加者と意見交換を行いました。



6 用語の説明



インフォーマル

非公式的などという意味で、インフォーマル・ケアという場合は、個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等によるケアを総称します。情緒的・精神的支援から助言や情報提供、物や金銭の提供、介護や家事援助など具体的な支援までを含みます。

NPO

Non-Profit Organization。営利を目的としない民間組織・団体。狭い意味では、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（NPO 法人）を指しますが、一般的には営利を目的とするのではなく、社会的使命の実現を目指して活動を行う組織・団体のことをいいます。法人格のない市民活動団体やボランティア団体から、社会福祉法人のように法人格をもつものまで、広い範囲の民間組織・団体を含みます。なお、非営利というのは、収益活動を行わないわけではなく、利益が発生しても構成員間で分配せず、その利益は使命の実現のため、活動の展開に再投入されます。

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。新たに創設された地域包括支援センターでは、地域支援事業対象の特定高齢者に対するケアマネジメントと要支援者に対す

る新予防給付のケアマネジメントを行います。

高齢者権利擁護委員会

保健・医療・福祉・司法などの関係者からなる組織で、高齢者の虐待など、実際の権利侵害に声を上げることにできない人たちの救済に向けた活動として取り組んだりするもので、ガイドラインの作成、セーフティネットの構築支援などケース支援に対する具体的な対応を検討します。

コミュニティビジネス

1980年代に英国で始まった、住民が主体の地域事業。日本でも、90年代半ばから、新たな社会的・経済的活動を表す概念として広まりました。いろいろな定義のされ方がありますが、顕在化していない社会課題の認識を広げ、全体の課題にしていくため、もしくは顕在化している社会課題を解決するための取り組みをビジネス的手法で展開する事業のこと。法人格の有無、営利・非営利の区分を問わず、いろいろな事業体が行っています。地域課題の解決、地域ニーズに対応するのが第一の目的とされているため、その組織ミッション（使命）はNPOの考え方に近いといえます。

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月施行されています。

地域包括支援センター

平成17年の介護保険法の改正に伴い設置された施設で、高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業の4つの機能を担い、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の3つの専門職がそれぞれ役割を担います。

保健師等…介護予防ケアマネジメント（地域支援事業）、介護予防支援業務（予防給付ケアマネジメントの支援等）

社会福祉士等…高齢者の総合相談や権利擁護事業，困難事例への支援，多職種連携への支援，地域ネットワーク

主任介護支援専門員…包括的・継続的ケアマネジメント，ケアマネジャーへの個別指導，ケアマネジャー間のネットワーク支援

地域包括支援センター運営協議会

市町村は，地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため，地域包括支援センター運営協議会を設置しなければならないとされています。

ワークショップ

本来は作業場という意味ですが，あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね，協働で何かを創り出す，参加型・体験型の研修会などの形式をいいます。また，その作業そのものを意味することもあります。

芦屋市地域福祉計画

平成19年3月

発行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-31-2121

FAX 0797-38-2160

ホームページ http://www.city.ashiya.hyogo.jp/chiiki_fukushi/index.html

編集 芦屋市 保健福祉部